

# 団体扱自動車・火災保険のご案内

## 団体扱のメリット

- 1 保険料が割引になります！
- 2 みなさまをはじめ同居のご家族の方も対象となります！ ※
- 3 退職後も「口座振替」を利用することで、同じ割引率を適用し継続可能となります！

※ 被保険者は「保険契約者」「配偶者」「保険契約者または配偶者の同居の親族」「保険契約者または配偶者の別居の扶養親族」となります

同僚・ご家族のお車や物件が下記条件に合致すれば  
明治安田グループの団体扱の割引が

### 自動車保険



団体扱割引

**19.4%適用！**

一時払ならさらに

**5%割引込みで約23.4%**

### 火災保険



大口団体扱割引

**10%適用！**

一時払ならさらに

**5%割引込みで約14.5%**

メリット

自動車団体扱割引は19.4%、火災保険大口団体扱割引は10%です。2024年1月1日から2024年12月31日までを保険期間の始期日とする契約に適用されます。割引率は、毎年の団体の損害率等により見直されます。

団体扱一時払は一般契約一時払に比べて5%割安です。団体扱分割払は一般契約と異なり分割割増がかからないので約5%割安となります。大口団体扱割引および団体扱一時払の5%割引は地震保険には適用されません。

#### 明治安田グループ団体扱の割引適用条件

##### ◆ご契約者◆

明治安田グループの役職員およびLC、退職者の方に限ります。

##### ◆記名被保険者および車両所有者・物件所有者◆

ご契約者の配偶者・ご契約者またはその配偶者の同居の親族・ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族。

お見積もり依頼方法は裏面をご参照ください!!

# お見積もり依頼の手順

## STEP1

携帯電話で保険証券等、必要書類の写真を撮影

自動車保険は「契約内容が分かる資料(保険証券、更新ガイドブックなど)」「免許証」「車検証」

火災保険は「契約内容が分かる資料(保険証券、更新ガイドブックなど)」

## STEP2



📱二次元コードを読み取ると

送信フォームにアクセスできます！

## STEP3



送信フォームに必要情報を入力および必要書類を添付のうえ、ご返信ください。  
これで見積もり依頼は完了です！

## その後の流れ

明治安田保険サービスより、社内メールにてメール受領のご連絡やお見積もりのご提示を差しあげます。

**二次元コードが利用できない等、メールでの送信が困難な場合は  
03-3343-8772(平日午前9時-午後5時)にご連絡ください。**

ご依頼をいただいてから1~2週間程でお見積もりをご案内させていただきます。

満期が先の方については、満期月の2か月前をきってからのご案内となります。

※新規加入をご検討の方、新しく車を購入される方など早期にご対応が必要な際は、詳細確認のため、別途明治安田保険サービスよりご連絡させていただきます。

### 【個人情報の取扱について】

明治安田保険サービス(当社)は、本チラシにてご提供いただく個人情報をもとにお客様のニーズにあったプランをご提供させていただきます。また、最適なプランご提案のために業務委託先、引受保険会社等にいただいた個人情報の提供を行います。詳細は当社ホームページに記載の個人情報の保護に関する基本方針をご覧ください。ご契約者、記名被保険者は、これらの個人情報の取扱に同意の上、証券類等個人情報のご提供をお願いいたします。

### 【団体扱自動車保険お見積もりについて】

団体扱自動車保険のお見積もりをご案内(ご契約の引受け)させていただくには、「保険契約者」、「記名被保険者」、「ご契約のお車の所有者」および「ご契約のお車の用途車種」について、次の条件を満たす場合に限りです。

保険契約者：明治安田グループに勤務し、その団体から毎月給与の支払を受けている方および在籍履歴の確認がとれる退職者

記名被保険者・ご契約のお車の所有者：保険契約者、その配偶者、それらの方の同居の親族、それらの方の別居の扶養親族

ご契約のお車の用途車種：自家用8車種、二輪自動車または原動機付自転車

※なお、次のような場合には団体扱・集団扱特約が失効することがあります。この際、保険料が分割して払い込まれている場合には、保険料払込期日到来前の分割保険料を一括して払い込んでいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。また、退職等により団体から給与の支払いを受けなくなった場合は、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

○退職等により団体から給与の支払いを受けなくなった場合

○親会社との資本関係の変更等により、お勤めの企業が団体扱の対象に該当しなくなった場合

○団体において引受保険会社で団体扱・集団扱特約をセットしてご契約いただく保険契約者の数が10名未満となった場合等、団体と引受保険会社の間で締結している集金契約が解除される場合

※上記に合致しない場合は、団体扱としない自動車保険、火災保険でのお見積もりを実施させていただきます。

※このチラシは(団体扱)自動車保険・火災保険の概要をご説明したものです。詳細は「パンフレット」「ご契約のしおり(約款)」「普通保険約款および特約条項」などをご用意しておりますので、必要に応じてご請求ください。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

ご不明な点等がある場合は取扱代理店までお問い合わせください。

引受保険会社

**東京海上日動火災保険株式会社**

〒100-8050 東京都千代田区2-6-4

常盤橋タワー27階

金融法人部営業第二室 TEL.03-6704-4066

お問い合わせ先・取扱代理店

**明治安田保険サービス株式会社**

〒163-1104 東京都新宿区西新宿6-22-1 新宿スクエアタワー4F

TEL:03-3343-8772 FAX03-3343-8775

電話・FAX受付時間 平日:9時~5時